

本人確認情報保護審議会委員名簿

氏名（五十音順）	職名
大石 貴之	弁護士
澤田 稚佳子	元高岡市福祉保健部理事
飛田 久子	県婦人会理事
西岡 秀次	県商工会議所連合会常任理事
細川 俊彦	弁護士

(任期：H28. 8. 5～H30. 8. 4)

富山県本人確認情報保護審議会について

1 根拠法令等

住民基本台帳法第 30 条の 40

富山県住民基本台帳法施行条例（平成 14 年富山県条例第 38 号）

2 組織（富山県住民基本台帳法施行条例第 4 条）

（1）委員の数 5 人以内の委員で組織

（2）委員の任命方法 学識経験を有する者のうちから知事が任命

（3）委員の任期 2 年（現委員：平成 28 年 8 月 5 日～平成 30 年 8 月 4 日）

3 権能（住民基本台帳法第 30 条の 40）

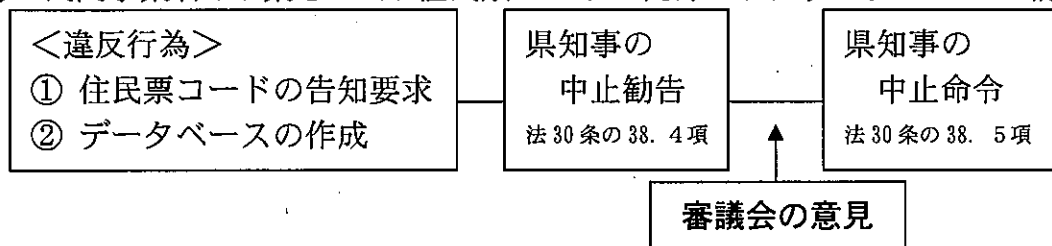
- （1）住民基本台帳法によりその権限に属された事項の調査審議
- （2）知事の諮問に応じ当該都道府県における本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれらの事項に関して知事に建議すること

（1）法律により審議会の権限とされた事項

次の違反行為を行った者に対し、県知事が当該行為の中止命令をかけるにあたり、意見を述べること

<中止命令の対象となる行為>

- ① 民間事業者が契約を締結するにあたり、相手方に対し住民票コードの告知を求めること
- ② 民間事業者が、業として、住民票コードの記録されたデータベースを構成すること



（2）調査審議、建議事項として想定される事項

本人確認情報の処理にあたって個人情報保護の観点から問題が生じた場合に、その改善策について知事の諮問に応じ意見を述べること など

【関係条文等】

○住民基本台帳法（抜粋）

（都道府県の審議会の設置）

第三十条の四十 都道府県に、第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する審議会（以下この条において「都道府県の審議会」という。）を置く。

- 2 都道府県の審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれらの事項に関して都道府県知事に建議することができる。
- 3 都道府県の審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等）

第三十条の六 市町村長は、住民票の記載、消除又は第七条第一号から第三号まで、第七号、第八号の二及び第十三号に掲げる事項（同条第七号に掲げる事項については、住所とする。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部についての記載の修正を行った場合には、当該住民票の記載等に係る本人確認情報（住民票に記載されている同条第一号から第三号まで、第七号、第八号の二及び第十三号に掲げる事項（住民票の消除を行った場合には、当該住民票に記載されていたこれらの事項）並びに住民票の記載等に関する事項で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を都道府県知事に通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。
- 3 第一項の規定による通知を受けた都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る本人確認情報を磁気ディスクに記録し、これを当該通知の日から政令で定める期間保存しなければならない。

（住民票コードの利用制限等）

第三十条の三十八 市町村長、都道府県知事又は機構（以下この条において「市町村長等」という。）以外の者は、何人も、自己と同一の世帯に属する者以外の者（以下この条において「第三者」という。）に対し、当該第三者又は当該第三者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

- 2 市町村長等以外の者は、何人も、その者が業として行う行為に関し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約（以下この項において「契約」という。）の申込みをしようとする第三者若しくは申込みをする第三者又はその者と契約の締結をした第三者に対し、当該第三者又は当該第三者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。
- 3 市町村長等以外の者は、何人も、業として、住民票コードの記録されたデータベース（第三者に係る住民票に記載された住民票コードを含む当該第三者に関する情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。以下この項において同じ。）であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているものを構成してはならない。
- 4 都道府県知事は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。
- 5 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、第三十条の四十第一項に規定する都道府県の審議会の意見を聴いて、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(住民票の記載事項)

第七条 住民票には、次に掲げる事項について記載（前条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）をする。

一 氏名

二 出生の年月日

三 男女の別

(略)

七 住所及び一の市町村の区域内において新たに住所を変更した者については、その住所を定めた年月日
(略)

八の二 個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

(略)

十三 住民票コード（番号、記号その他の符号であつて総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）

(略)

○富山県住民基本台帳法施行条例（抜粋）

(趣旨)

第1条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(本人確認情報の利用に係る事務)

第2条 法第30条の15第1項第2号に規定する条例で定める事務は、別表に掲げる事務とする。

(富山県本人確認情報保護審議会)

第3条 法第30条の40第1項に規定する審議会の名称は、富山県本人確認情報保護審議会（以下「審議会」という。）とする。

第4条 審議会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

第6条 審議会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第7条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び審議会が適当と認める者に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(自己の本人確認情報の開示に係る費用負担)

第8条 法第30条の32第2項の規定により自己に係る本人確認情報について書面による開示を受ける者は、当該書面の作成及び送付に要する費用その他の開示に要する費用として、規則で定める額の費用を負担しなければならない。

(規則への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

○富山県住民基本台帳法施行規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）及び富山県住民基本台帳法施行条例（平成14年富山県条例第38号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（本人確認情報の利用に係る事務）

第1条の2 条例別表の規則で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める事務とする。

（富山県本人確認情報保護審議会）

第2条 富山県本人確認情報保護審議会（次条において「審議会」という。）の庶務は、経営管理部市町村支援課において処理する。

（平17規則21・平19規則13・一部改正）

第3条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。